

## ○薩摩川内市訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、薩摩川内市地域生活支援事業実施要綱（平成18年告示第384号。以下「実施要綱」という。）第2条第2項第2号に規定する訪問入浴サービス事業（以下「訪問入浴」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、薩摩川内市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができる  
と認める社会福祉法人等（以下「事業者」）に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者であって、本人又は介護者が入浴を希望し、医師が入浴が可能と認めたものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する給付対象者を除く。

- (1) 薩摩川内市地域生活支援事業実施要綱第5条に規定する者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級の肢体不自由に該当するもの。
- (2) 前号に該当する身体障害児で、自立支援給付等他のサービスを利用しでの入浴が困難なもの。
- (3) 前号に該当しない身体障害児で、特別な事情により市長が別に認めたもの。

(申請、申請の決定)

第4条 この事業を利用しようとする対象者又はその扶養義務者は、訪問入浴サービス申請書（様式第1号）、訪問入浴サービスに関する誓約書（様式第3号）及び入浴に関する医師の診断書又は意見書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査（対象者の状況及び対象者の属する世帯の状況等の調査含む）し、その結果を（地域生活支援給付費）支給決定通知書兼利用者負担減額・免除等決定通知書又は訪問入浴サービス申請却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(訪問入浴サービスの内容)

第5条 この事業は、前条に規定する利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の居宅に訪問入浴車を派遣し、利用者の家族等が立ち会うことを条件として、組立式浴槽を使用して行うものとする。

(決定内容の変更等)

第6条 利用者は、サービス内容の変更をしようとするときは、あらかじめ市長に訪問入浴サービス内容変更申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その変更しようとする内容を審査し、訪問入浴サービスの内容の要否を決定し、(地域生活支援給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額・免除等変更決定通知書又は訪問入浴サービス内容変更申請却下通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(訪問入浴サービスの停止)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、訪問入浴サービスの停止を決定し、訪問入浴サービス停止通知書(様式第9号)により利用者に通知するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 社会福祉施設等へ入所したとき。
- (3) 転出(市外に住所を有することとなったことをいう。)したとき。
- (4) 入院期間が1箇月を超え、引き続き入院の必要があるとき。
- (5) 停止の申出をしたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が本事業の利用を継続することが適当でないと認めたとき。

(利用者の健康管理)

第8条 訪問入浴サービスの従事者(以下「従事者」という。)は、利用者を入浴させるときは、体温、脈拍その他について測定等を行い、入浴が適当でないと認めたときは、入浴を中止することができる。

2 前項の従事者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 看護師又は准看護師
- (2) 介護職員

(訪問入浴サービスの訪問計画)

第9条 従事者は、訪問入浴サービスを実施しようとする月ごとに、当該月の初日の前日までに訪問入浴サービス訪問日程表(様式第10号)を作成するものとする。

(訪問入浴サービスの活動記録)

第10条 従事者は、第5条の規定により訪問入浴サービスを行うため訪問活動を行った場合は、訪問入浴サービス活動記録簿(様式第11号)に利用者の確認を受けるものとする。

(諸帳簿の整理)

第11条 市長は、次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 訪問入浴サービス個人台帳(様式第12号)
- (2) 訪問入浴サービス個人調査書(様式第13号)

(3) 訪問入浴サービス活動記録簿

(4) 訪問入浴サービス業務日誌(様式第14号)

(従事者の責務)

第12条 従事者は、その業務を行うに当たっては、利用者の人格を尊重するとともに、当該利用者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 従事者は、勤務中常に身分証明書を携行しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。